公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 11 月 4 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：エチオピア国エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：エチオピア国エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00771

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 11 月 4 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：エチオピア国エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2027 年 1 月　～　2027 年 11 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（2）事業実施担当部

無償資金協力部　業務第一課

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026年11月13日　12時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026年11月20日まで
3	資料ダウンロード期限	2026年11月10日　まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026年11月11日　12時まで
5	質問への回答	2026年11月16日まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年11月30日　12時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2026年12月11日11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

3．競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1） 消極的資格制限

2） 積極的資格要件

3） 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（４）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 54-55 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の３）に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

１） 提出期限：　上記２．（３）参照

２） 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 54-55 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。

３）提出方法：　上記１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が１営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

４）確認結果の通知：上記２．（３）日程の期日までにメールにて通知します。

４．資料の配付

本業務に関する以下の資料については、競争参加資格が確認できた者にのみ資料配付といたします。JICA 無償資金協力部　業務第一課から配付しますので、gltm1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/wGZhhL5Pr6

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（３）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

１）プロポーザル・見積書・別見積書

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙４「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により

評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点
② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

（１）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

（２）本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

１０．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙１「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

１．企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

  ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）

  ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第３章「2.業務実施上の条件」参照）

  ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第３章に示す関連資料を参照してください。

２．プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、別紙１のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙２のとおり。

第３条　実施方針及び留意事項

（１）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結

果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靭化を行うよう留意すること。

（２）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等 （以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒同「機材編」（2025 年 9 月）

（イ）環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

（ウ）気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

（エ）その他

☒JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン　最新版

☒ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒資金協力事業　開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒Project Monitoring Report(PMR)

☒JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

② 配付資料

☒「アフリカ地域空港・航空管制分野のトランスポートネットワークにかかる情報収集・確認調査」最終報告書（付録：現地調査結果報告書（5）エチオピア国編含む）

- ☒ Ethiopian Transport Master Plan (2022 – 2052)（提供予定）

（3）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

（ア） 初回現地調査

- 調査対象とする本プロジェクトの内容（概要）及び検討の方向性について、実施機関と確認、合意する。
- 設計条件の検討に必要な調査（事業背景・内容の確認、調達事情調査等）の実施、協力対象の優先順位づけの確認・協議を行うとともに、調査報告書案の作成等に必要な協議、情報収集を行う。

（イ） 概略設計協議

- 概略設計、調査報告書案を先方関係者に説明の上、内容について協議を行い、基本的な了解を得ることを目的とする。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って先行調査・既存事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（6）本業務における地理的な対象範囲

☒別紙２のとおり。

（7）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- なお、本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されることから、カテゴリ分類は C である。

（8）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒本業務では当該項目は適用しない。

（9）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）[2]の運輸交通に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報

[2] 保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

① 「アフリカ地域空港・航空管制分野のトランスポートネットワークにかかる情報収集調査」
② 「航空アドバイザー」
③ 「アジス・アベバ国際空港ターミナルビルディング拡張事業」

（１０）発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒本業務では該当する関連既存事業はない。

（１１）相手国関係機関の調整

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係するエチオピア民間航空局も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。また、ボレ国際空港運営会社、エチオピア航空大学、ビショフツ新国際空港にかかる関係機関との関係も整理すること。

（１２）軍事的用途への使用回避の確認

- 本プロジェクトで整備、調達される機材は、開発協力大綱における「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に基づき、軍事的用途に供するものでないことを相手国側と確認する。

第４条　業務の内容

（１）業務計画書の作成

① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第６条に従い、業務計画書を作成する。
② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの作成・説明

① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
  - 日本政府の方針と整合した、多角的な観点での日本裨益

（4）航空管制分野にかかる情報の整理

- 航空管制分野における以下の情報を整理する。
  - 航空管制
    （ア） 既存システムと導入予定シミュレーターの整合性、親和性の確認（例：現在の CNS/ATM システムとの整合性、将来導入される ATM システムとの拡張性、実運用画面・運用手順との再現性）
    （イ） ボレ国際空港とビショフツ新国際空港における旅客者数及び発着便数の増加見込み
    （ウ） ボレ国際空港の現在の発着便数及び発着中断件数
    （エ） 航空管制官及び管制技術官の国別受入れ実績
    （オ） ボレ国際空港の軍人の管制官の有無
    （カ） 航空分野における本邦企業（メーカー、商社等）の現状及び今後の海外展開の可能性と方向性
  - 航空管制人材養成
    （ア） 国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization、以下「ICAO」という。）が求める訓練資格認定制度
    （イ） ICAO 及びエチオピア民間航空局（以下、「ECAA」という。）の訓練認定基準を満たすために必要なシミュレーターの機能・性能要件
    （ウ） 2030 年ビショフツ新国際空港開港時の需要も踏まえた、将来的に必要となる航空管制官数・管制技術官数
    （エ） エチオピア航空管制アカデミーの養成訓練カリキュラム、養成スケジュール、クラスあたりの訓練者数、直接受益者数として想定される年間の受講者数（航空管制官、管制技術官別）
    （オ） エチオピア航空管制アカデミーの教室数及びサイズ
    （カ） エチオピア航空管制アカデミーの教員数及び能力水準
    （キ） 現場配属での OJT の有無、エチオピア航空管制アカデミーと

の訓練内容との違いや役割分担

（ク）　Ethiopian Transport Master Plan（2022 – 2052）実現に向けた管制人材の育成課題

（ケ）　既存シミュレーターの運用状況と課題

（コ）　新規シミュレーター導入後のシミュレーター運用計画

（５）安全に係る情報収集、検討

- 現地の治安情勢、感染症等、事業を実施する際に予見される脅威及び安全対策の検討に必要な情報収集を行う。
- 情報収集の上、具体的な安全対策を検討する。必要に応じて、先方政府が取るべき安全対策措置について協議の上、被援助国政府から同意を取り付ける。

（６）自然条件調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

（７）サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

航空管制アカデミー（Ethiopian Civil Aviation Training Academy、以下「ECATA」という。）の研修施設として予定されているECAAの旧庁舎の平面図や断面図等の図面一式、設置予定場所の床面積や部屋高、機材配置、空調、電力（安定性、所内事故、停電対策含む）、落雷被害可能性の調査及び必要に応じた保護対策の検討等

③ 支障物件

上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

④　移転スケジュール

ECAAの新庁舎への移転及び旧庁舎のECATAの研修施設としての供与・活用のスケジュール

（8）環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

（9）ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範･慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

（ア） 社会・ジェンダー分析を行う。

（イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定･設定する。

（ウ） ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

（エ） ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

④ 特に航空分野における女性参画の状況及び課題分析を行うことに留意する。

（１０）障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１１）気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１２）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１３）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を

調査する。

① 現地国内及び第三国における輸送状況（方法、経路、期間、通関等）の調査
② 現地代理店、スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
③ 現地業者の据付能力
④ 現地調達、第三国調達の可能性の検討
⑤ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

（１４）機材計画調査

- 既存施設や機材の種類･仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 必要な工事内容（例：電源及び制御盤の接続工事）、工事範囲などの検討結果を踏まえ、施設計画、機材･資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- 日本製の機材を導入するに当たり、欧州製等他国と比較の上、想定される海外展開に向けた課題や改善点を検討する。[3]
- 可能な範囲で気候変動対策・生態系インパクトへの対応を事業計画に組み込むことを検討する。（例：運用時のエネルギー効率向上に資する機材選定等）

（１５）プロジェクトの計画策定

- 本事業にて整備予定の機材は単に現状の老朽化機材の置き換えではなく、2030 年のビショフツ新国際空港開港以降の需要に対応できる航空管制人材の育成に耐えうるものであることが想定されている。そのため、想定される需要/発着航空便数に対応できる要員育成に係るニーズの確認と今回想定される訓練機材による訓練実施能力との関係について整理する。[4]
- 上記で整理した要員育成に係る将来ニーズと整備訓練機材の想定能力に基づいて、将来的な訓練カリキュラム策定上の要件と計画策定上の留意事項を検討し、整理する。なお、これらの結果については ECAA に

[3] プロポーザルにて提案すること
[4] プロポーザルにて提案すること

説明の上で計画策定の前提条件として合意を得る。[5]

- 上記調査及び当機構との協議を踏まえ、プロジェクトの計画策定(基本計画、概略設計、機材仕様書(案)の作成)を行う。

1）計画･設計の基本方針

現地調達事情、関連インフラ事情、既存機材との整合性･親和性、調達･据付後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2）基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画･設計される事業内容の基本計画を検討する。

3）機材仕様書(案)

4）機材調達計画

ア)計画方針(内容、数量)

イ)調達、輸送

ウ)据付上の留意事項

エ)据付区分(先方負担工事との区分（機材設置に伴う電源・制御系接続工事等との関係含む）)

オ)調達管理計画

力)実施工程（被援助国政府内の諸手続きに必要な期間、想定される閣議請議時期の明記）

（１６）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（１７）据付計画調査

- 労務状況、労務関連法規を確認して、据付計画に反映させる。
- 事業費および工期を抑える据付計画を策定する。
- ECATA の研修施設として予定されている ECAA の旧庁舎状況により据付状況が変わることから、制約条件(時間帯、場所、法規等)を確認し、据付計画に反映させる。
- 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査

（１８）施工計画の立案

[5] プロポーザルにて提案すること

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１９）事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理の持続性確保の観点から、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

（２０）技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容（例：研修計画、機材の使い方にかかる枠組み、維持管理）を検討する。[6]検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。
- ソフトコンポーネントの必要性判断にあたっては、教官養成及びシミュレーションシナリオにかかる作成能力を調査し、その技術移転の必要性を検討する。

（２１）施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２２）内部照査の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２３）相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。また、そのために必要な予算措置及び人事措置が講じられていることを合わせて確認する。

6　プロポーザルにて提案すること

- 過去の案件の実績を調査した上で、相手国側負担事項[7]（便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用、必要な期間を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 10 年保証とその保険付保の必要有無を確認し、必要な場合は、現地法律や手続きの内容、所要日数、JICA 案件及び他ドナー案件での実績、先方政府意向等を確認の上で、責任区分と費用負担区分を明確にする。
- 相手国側負担事項については、 相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

（２４）免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目[8]を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアッ

[7] これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

[8] 無償資金協力事業では免税が原則である。

プデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

- 特に、免税を確保すべき税目、対象及び免除方式に係り、被援助国政府（税務当局含む）に事前に説明・確認し、同意を取り付け、調査報告書の討議議事録（M/D）に明記する。

（２５）概略事業費の算出

① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する[9]。
② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２６）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中の案件進捗を阻害するリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２７）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。
- 評価指標の検討に際しては、費用対効果が説明できるよう、定量的及び定性的な開発効果の計測指標を、活動内容等の投入の直接的な帰結（アウトプット）を経てもたらされる経済社会の変化（アウトカム）として設定できるよ

[9] 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

う検討する。[10]

（２８）事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２９）協力準備調査報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

（３０）協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

（３１）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）[11]も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

[10]プロポーザルにて提案すること

[11] 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

第５条　成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 及び PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
現地調査結果概要	初回現地調査後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地調査報告資料	初回現地調査後 10 営業日以内	英語	電子データ 最大 30 ページ程度	
免税情報シート	概略設計協議　調査後	日本語 英語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	概略設計協議　調査前	日本語 英語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議　調査後	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議　調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書[12]の初版	概略設計協議　調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

[12] Project Monitoring Report (PMR)

（先行公開版）		英語	電子データ	
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	6 部
		日本語	製本	2 部
		英語	CD-R	6 部
		英語	製本	2 部
概略事業費積算内訳書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
機材仕様書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		英語	CD-R	1 部
調査データ	契約履行期限末日	日本語・英語	CD-R	1 部

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

- 共通仕様書第６条に記された内容

（2）インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（3）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

第６条　再委託

☒本業務では、現地再委託の実施を想定していない[13]。

第７条　機材の調達

☒本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。

[13] 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	ソフトコンポーネントの検討方針	第 4 条（19）技術支援計画の検討、計画策定
2	事業の評価指標（案）	第 4 条（28）事業の評価指標の検討
3	想定される機材による訓練実施能力の確認と訓練カリキュラム策定上の要件・留意事項の検討方針	第 4 条（15）プロジェクトの計画策定
4	先方実施機関のキャパシティを踏まえた維持管理性を含む機材仕様検討にかかる方針	第 4 条（15）プロジェクトの計画策定
5	日本製の機材導入の海外展開課題や改善案の検討手法	第 4 条（14）機材計画調査

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：航空保安、航空管制

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画）は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：アフリカ地域

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027 年 1 月：業務開始
2027 年 2 月：初回現地調査（予定）
2027 年 8 月：概略設計協議
2027 年 11 月：履行期限

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約 16.84 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、機材計画、航空保安システム、航空保安人材養成計画の専門性を持つ従事者を含めること。

２）渡航回数の目途　延べ 7 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 再委託契約はなし

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

本業務に関する以下の資料については、競争参加資格が確認できた者にのみ資料配付といたします。JICA 無償資金協力部　業務第一課から配付しますので、gltm1@jica.go.jp　宛にご連絡ください。

- 「アフリカ地域空港・航空管制分野のトランスポートネットワークにかかる情報収集調査」
- Ethiopian Transport Master Plan (2022 – 2052)（提供予定）

２）公開資料

- 特になし

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

71,541,000円（税抜）

※　上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２）上限額を超える別提案に関する経費

３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上はありません。

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（１０）その他留意事項

特になし

別紙４：プロポーザル評価配点表

別紙２

案件計画調書

2026 年 6 月 23 日
国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

１．基本情報

（１）国名：エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）
（２）プロジェクトサイト／対象地域：アディスアベバ市（人口約 620 万人）
（３）案件名：エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画（The Project for the Improvement of Equipment of Ethiopian Civil Aviation Training Academy）
（４）事業の要約：エチオピア航空管制アカデミーを対象に、航空管制シミュレーター等の訓練機材の更新を行うもの。想定される総事業費は 1,200 百万円。

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における運輸（航空）セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け
国際航空運送協会によると、世界の航空旅客需要は 2050 年までに 2 倍以上に拡大し、アジア大洋州（3.8%／年）とアフリカ（3.6%／年）がけん引する見通しである。また、アディスアベバ・ボレ国際空港は、年間 2,200 万人の空港処理能力を有し、アフリカ有数の規模を誇る航空・物流ハブ空港である。同空港を拠点とするエチオピア航空は日本を含む（アディスアベバ－成田間を週 6 便運行）世界 140 都市以上、アフリカ域内 60 都市以上に就航する等、欧州・アジア地域とアフリカと世界各地を繋ぎ、またアフリカ大陸における航空物流・運輸の連結性強化の要として極めて重要なハブ機能を担っている。
こうした背景を踏まえ、アフリカ地域の人口増加や経済成長を受けて継続的に航空需要が拡大しており、エチオピア航空の公式統計では 2023/24 年度の利用者数は約 1,710 万人/年に達するなど、同国の航空需要は継続的に拡大し、現空港は飽和状態に達しつつある。これを受け、エチオピア政府は 2030 年の運用開始を目指し、アディスアベバ南東にビショフツ国際空港の建設を進めている。同空港は 2030 年に年間 6,000 万人の処理能力を備えて部分開港し、将来的には年間 1 億人の利用を見込んでおり、既存空港との同時運用によって発着便数の大幅な増加が見込まれている。これに伴い、航空管制を安全かつ適切に運用できる人材の育成が喫緊の課題となっている。
上記の課題対応は、エチオピア民間航空局（以下、「ECAA」という。）傘下で、1951 年に設立された航空管制アカデミー（Ethiopian Civil Aviation Training Academy。以下、「ECATA」という。）が中核を担っており、2024 年度に航空管制官 57 名、管制技術官 29 名、航空情報職員 22 名を輩出した。また、ECATA は国内のみならず、ジブチ等の周辺諸国からの研修生を受入れる地域的な訓練拠点である。一方、ECATA では訓練機材の不足や老朽化により、初期訓練、OJT や定期訓練を同時に実施することに制約が生じており人材確保に向けた効率的運用が求められている。また、現在利用している機材は導入から一定の時間が経過しており、シミュレーター等において動作や再現性が最新の訓練環境と比べて劣っている。

エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画（以下、「本事業」という。）は、ECATA への機材整備を通じて航空管制人材の育成を図るものであり、Ethiopian Transport Master Plan（2022 – 2052）においても、航空インフラ機能の強化及び航空分野人材の能力向上は不可欠な取組とされ、優先分野に位置付けられている。なお、本事業は航空機の発着・誘導の効率化を通じエネルギー効率を改善し、温室効果ガス排出の増加抑制に資するものであり、温室効果ガスを 2035 年までに条件付で BAU 比 70.3%削減するという、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

（２）運輸（航空）セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

同国は、日本の海上輸送路が中東・欧州方面へと接続する「アフリカの角」地域の要衝に位置する。その中で、アディスアベバの空港は、アフリカ域内及び日本を含むアジア地域とアフリカ各国を結ぶ航空輸送のハブであるとともに、ジブチ港に入港した物資をジブチ回廊を通じて輸送し、アフリカ域内へ空輸する拠点となっている。同空港の管制能力の強化はこれら地域の連結性強化及び経済成長にとって極めて重要である。かかる観点から本事業は 2026 年 5 月に発表された「進化版 FOIP」が掲げる「連結性強化及びルール整備」の推進に加え、TICAD9 の公約である「地域統合、アフリカ域内外との連結性強化」に貢献すると共に、日本の経済安全保障にも資する。さらに、対エチオピア連邦民主共和国国別開発協力方針（2017 年 4 月）においても、「質の高い経済成長促進支援」を基本方針（大目標）に掲げ、重点分野（中目標）の一つとして運輸交通分野を含む「インフラ開発」を位置づけている。また JICA グローバル・アジェンダでは「運輸交通」に該当し、本事業は同方針及び戦略に合致する。

（３）他の援助機関の対応

ビショフツ新空港整備については、アフリカ開発銀行（AfDB）が Initial Mandated Lead Arranger（IMLA）として任命され、事業全体の資金調達を主導するとともに、自らも資金供与を行う予定。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、ECATA の訓練機材の更新を通じて、同国の航空管制能力強化に資するものであり、SDGs ゴール 9（産業基盤）に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

３．事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

本事業は、アディスアベバ市内の ECATA において、航空管制に係る訓練及び実務能力向上のための機材を整備することにより、質の高い航空運用訓練を提供可能な体制強化を図り、もって同国の航空管制能力の向上に寄与するもの。

②事業内容

ア）施設、機材等の内容

【機材】飛行場管制シミュレーター（タワー管制）一式、レーダーシミュレーター（上空管制）一式、通信・航法・監視（CNS：Communications, Navigation and Surveillance）訓練設備機材一式

イ） コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容
詳細設計、入札補助、調達監理、ソフトコンポーネントとして機材の操作・維持管理に係る技術指導等。
ウ）調達・施工方法
機材は基本的に本邦調達とし、日本又は現地で調達困難な機材は第三国調達とすることを検討する。
③本事業の受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：ECATA の在校生とエチオピア国内の航空管制官・管制技術官の総数
最終受益者：エチオピアの空域を飛行する航空機の運航者及びその利用者
④他の JICA 事業との関係
本事業との相乗効果の発現及び持続性の確保を目的とした技術協力プロジェクトの形成を予定している。
（２）総事業費／概算協力額
総事業費 1,200 百万円（概算協力額（日本側）：1,150 百万円、（エチオピア連邦民主共和国）側：50 百万円）
B 国債（4 年）。項目別費用内訳については、協力準備調査にて確認する。
（３）事業実施スケジュール（協力期間）
2027 年 12 月～2030 年 12 月を予定（計 37 か月）。
詳細は協力準備調査にて確認する。
（４）事業実施体制
①事業実施機関／実施体制：航空管制アカデミー（Ethiopian Civil Aviation Training Academy）
②他機関との連携・役割分担：特になし。
③運営／維持管理体制
ECATA は ECAA の指導に基づき航空管制施設及び機器の運用や維持管理を行っている。
ECATA は国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization：ICAO）が認めた訓練を通じて長期にわたり人材育成を行ってきていることから、技術面及び体制面における運営・維持管理能力に大きな問題は認められない。なお、財務面については、協力準備調査において確認する。
（５）安全対策
調査においては、事業実施に際して予見される脅威及びリスク並びにその対策の検討に必要な情報を収集し、適切な対応策を検討する。
（６）環境社会配慮 カテゴリ分類 □A □B ■C □FI
（７）横断的事項
①ジェンダー分類：
【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
＜分類理由＞協力準備調査にて、航空管制アカデミーの研修生の男女比や技術研修へのアクセスに関するジェンダーギャップ、また女性管制官を増やす方針の有無等のジェンダー課題を確認の上、特にソフトコンポーネント等を念頭に、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

②気候変動・生物多様性：本事業は既存施設における訓練環境の改善を目的とするものであり、新規の土地改変や自然環境への介入を伴わないことから、気候変動及び生物多様性に対する直接的な負の影響は想定されない。
③その他：特になし。
（8）特記事項：特になし。

4．事業効果

（1）定量的効果（協力準備調査にて詳細を確認）

指標名	基準値（2024 年実績値）	目標値（2032 年）【事業完成 3 年後】
ECATA で養成される航空管制官（人／年）	57	
ECATA で養成される管制技術官（人／年）	29	

（2）定性的効果（協力準備調査にて詳細を確認）
航空機運航の安全性の向上、航空機取扱能力の増強。

5．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

キルギス共和国向け無償資金協力「マナス国際空港機材整備計画」（評価年度 2021 年）の教訓では、マナス空港の関係者が本事業の前に研修へ参加し、実際の機材の運用状況を学ぶ機会を得たことが実用的であったとして高く評価されている。本事業においては、新規技術協力において、空港関係者が実際の機材の運用方法について学ぶ機会を提供することを検討予定。

6．その他

（1）前提条件：ECAA の新庁舎への移転に伴い、旧庁舎が ECATA の研修施設として供与・活用されること（移転スケジュールは協力準備調査にて詳細確認）。
（2）今後のスケジュール（案）
2027 年 1 月協力準備調査、2027 年 11 月閣議予定
（3）留意点等：既存の国際的な訓練枠組みとの整合性を確保し、実践的な訓練運用がなされるよう留意する。

7．JICA 検討結果

必要性が十分認められることから、協力準備調査実施対象案件として採り上げ可。

以　上

［別紙３］エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画　環境社会配慮
［別添資料］エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画　地図

別紙３

エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画　環境社会配慮

①カテゴリ分類：C
②カテゴリ分類の根拠　本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年１月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

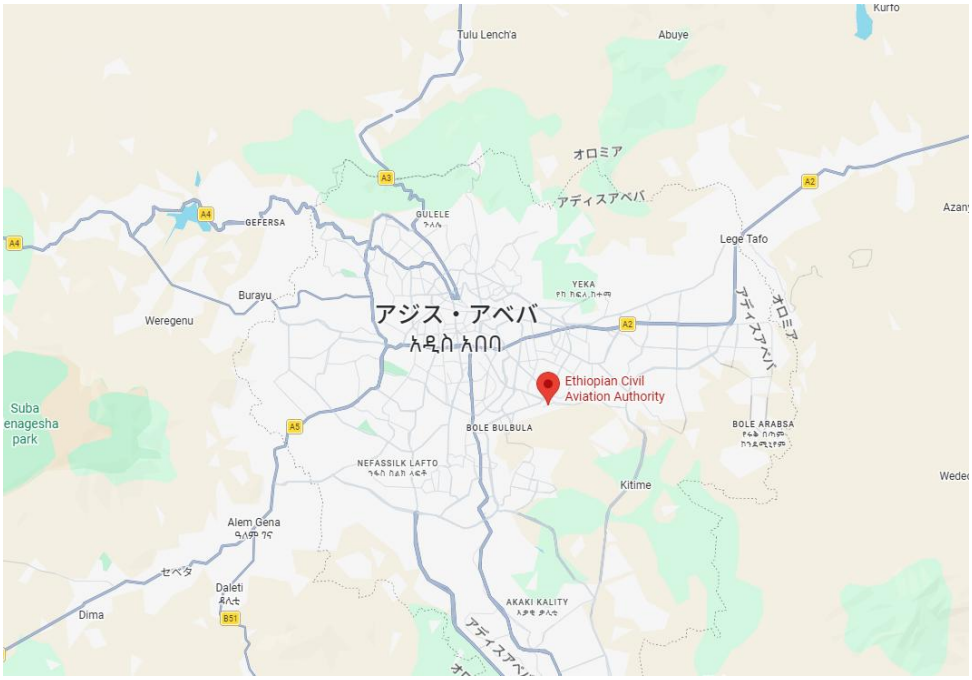
以　上

別添資料
エチオピア航空管制アカデミー機材整備計画　地図



Map Sources: ESRI, UNGIS.
The boundaries and names shown and the designations used on this map do not imply official endorsement or acceptance by the United Nations. Final boundary between the Republic of Sudan and the Republic of South Sudan has not yet been determined. Map created in Feb 2025.

出典：United Nations
(https://www.unocha.org/publications/map/ethiopia/ethiopia-location-map-2025)



ECATA 位置図（ECAA 敷地内）
出典：Google Maps（地図データ©2026 Google）より JICA 作成

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
（２）作業計画等	（5）	
ア）要員計画	ー	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（ー）**	**（8）**
ア）類似業務の経験	ー	4
イ）業務主任者等としての経験	ー	2
ウ）語学力	ー	1
エ）その他学位、資格等	ー	1
３）業務管理体制	**（ー）**	**（4）**